

居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年5月1日現在)

1 支援事業者の概要

法人名 医療法人 敬 代表者名 理事長 満田 貴子
所在地 熊本市西区城山下代3-1-3 電話 096-329-6633

2 事業所の概要

①事業所名称等

事業所名 居宅支援事業所 A0I
代表者名 管理者 田口 昭子
所在地 熊本市西区城山下代3-1-3 電話 096-227-8081
事業所番号 4370116628

②職員体制

管理者兼務介護支援専門員 1名

③事業の実施地域

熊本市(この地域以外の方もご希望があればご相談ください)

④営業日等

月・火・木・金曜日 営業時間 8:30～17:30
水・土曜日 営業時間 8:30～12:30

⑤事業の目的

居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保健施設への紹介及びその他の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

⑥運営方針

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

1 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設 等との連携に努める。

5 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

6 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制を整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

①居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

②要介護等認定の申請代行

③給付管理業務

④当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

4 費 用

① 利用料

要介護(要支援)認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金をお支払いください。お支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

② 交通費

事業の実施区域にお住まいの方は無料です。その他の方は、公共交通機関の実費または自動車利用の場合は区域の境から片道1kmあたり20円いただきます。

5 サービス内容に関する苦情相談窓口

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- | | | | | |
|----------|-----------|-----------------|-----|-------|
| ○ 苦情受付窓口 | 職名 | 介護支援専門員 | 担当者 | 田口 昭子 |
| ○ 受付時間 | 月・火・木・金曜日 | 営業時間 8:30～17:30 | | |
| | 水・土曜日 | 営業時間 8:30～12:30 | | |